京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷　第三號

大正十一年三月一日發行

論叢

最低生活費課稅說を駁す・・・・・・法學博士　小川鄉太郎

マルクス氏餘剩價値說の評論・・・・法學博士　田島錦治

戰國の都市・・・・・・・・・文學博士　三浦周行

小作制と小作法・・・・・・・法學博士　河田嗣郎

我國に於ける國民所得の發達・・・法學士　汐見三郎

經濟道と經濟術・・・・・・・法學士　作田莊一

時論

我邦の相續稅を論ず・・・・・・法學博士　神戸正雄

說苑

地學觀社會學說に就きて・・・・法學博士　財部靜治

リッケルトの價値體系・・・・・文學博士　米田庄太郎

雜錄

エルンスト、フリードリッヒの經濟階段說・・・・・・經濟學士　黑正巖

第十四卷（第三號　一二二）　五四二

時論

我邦の相續稅を論ず

神戸正雄

緒言

我邦の交通稅としては相續稅、登錄稅、印紙稅、取引所稅、兌換銀行券發行稅、噸稅、狩獵免許稅があるが、中に就き最重きを成すべきものは、少くとも理論上より見れば相續稅である。相續稅以外の諸稅は價値少きものに屬する。固より相續稅といへども單に交通稅であつて交通事實の發生するに隨ひて課稅せられ、隨つて所得稅等と相並んで基本稅となることは出來ない、單に其補定稅たるを得るに止まるけれども、人の努力の結果でなくして、多くは意想外の時に、そして又屢々主たる所得の存する其上にも收得さるる一時的の收得に課するものであるから、普通の所得よりも一層大なる給付能力を捕捉する所であり、補定稅としては是れほど良いものはない。

此點に於て特に攻究の値がある。特に近時の社會思潮からしては、財産の增大を抑制する手段として見るを得る所の相續稅は最歡迎せらるる所であり、之に對して反對することが時代錯誤の感あらしむる所であつて、今はむしろ却て之を濫用し過ぎはせぬかを憂へなくてはならぬ。此點に於ても之につき特に考慮を要するものがある。其れに特に我邦では西洋と異り固有の家族制度、隨ふて家督相續制度なるものがあつて、其相續人が相續人となるのは、財産を繼承することの外に、一の役目に就きたりとも見るべきものであり、之に課稅するの結果は家の財産的基礎を破壞せずやとの掛念をいだくものがある。此論者の說のみに從ふ譯には往かぬが、併し此も日本特有の一事情であつて見れば、さう輕々しく之を無視するのも考物である。孰れにせよ相續稅については色々の事情を彼是れ併せ考へて考究しなくてはならぬ。で研究の興味は太だ大い。交通稅としては既存のものの外に、土地增價稅、財産增價稅が問題となるが、そして何れも面白い良い財源ではあるが、財産增價稅に至ては、財産稅が成立し慣熟された後でなくては行ひ難く、我邦にては今は時機でない。土地增價稅は是は國稅としても不可ではないが、何れかといへば地方に適して居るからむしろ地方稅として利用せしめる方が得策かも知れない。彼是れ通觀した所で、矢張り相續稅は交通稅として最重きを成すべきものである。玆に其中につき先づ之を說く所以である。

第一段　我邦相續稅の事情

其一　我邦相續稅の發達

相續稅は我邦では比較的新しき發達に屬する。實に此は夫の明治三十七八年の日露戰爭に際し三十八年に當時の戰時財政計畫の一部として卽ち非常收入の一部として設定されたけれども、其性質は決して一時的の稅たるべきではなくて、むしろ經常的の稅たるべく、又初めより當時の非常特別稅法中に規定されないで單行獨立の法律にて規定され、其後も維然として繼續されたことは少しも怪しむに足らない。爾來、四十三年及大正三年の兩度に改正を行ひ、其都度むしろ負擔を輕易としたから、一時的には若干の減收を示したけれども、一般經濟力の進步に伴ひて幾許もなく舊位を復するのみならず、尙ほ其上の增收をも示し、大勢は確に增加にある。併し何分にも稅率が極めて輕く、且つ取扱も大體極めて寬大であるから、其收額も割合に小であり、全體の租稅の中に於ける地位も亦甚だ低い。此稅も嘗ては夫の非常の際に發生した因緣と日本の固有な家族制度を危うくする掛念とからして强く反對されたこともあるが、今日では一般社會思想も變化して、一般に有產者の負擔となるが如き相續稅は之を維持するは勿論、むしろ之を增徵するを至當といふ風に考ふることゝなり、反對論などは人をして眞面目に聽かしめざるに至つた。時勢の

變は之によりても窺ふことを得る。此税の發達を示す數字は左の通りである。

年度	相續税收入金額（單位千圓）	明治三十八年の收額を一として各年の收額の增加率	各年の全税收額百に對する相續税收額の歩合
明治三八	一、二四二、	一、	〇、五
三九	二、一六三、	—	—
四〇	二、一二四、	—	—
四一	二、四六二、	—	—
四二	四、一〇二、	—	—
四三	三、四二七、	二、八	一、一
四四	三、七〇〇、	—	—
大正元	四、四二六、	—	—
二	四、七〇二、	—	—
三	四、四六八、	—	—
四	四、四〇〇、	四、四	一、七
五	三、九四四、	—	—
六	三、九五六、	—	—
七	三、八〇〇、	—	—
八	三、七〇〇、	—	—
九	一〇、六四七、	八、六	一、四

其二　我國相續税の構造

(一)課税物件

(A)其積極的範圍

(い)主たるもの――本法施行地(固有の日本全部とす。朝鮮臺灣樺太を含まず)內に於ける相續(家督又は遺產)財產、(其相續の原因、開始地、人の如何を問はず。詳しくいへば相續の原因が戶主の死亡、隱居、國籍喪失等にあると、家族の死亡等にあるとを問はず、相續開始地が帝國內に在ると否とを問はず、被相續人若くは相續人が帝國臣民たると否とを問はず)に、相續開始前一年內に被相續人が本法施行地に在る財產につき爲したる贈與の價額を加へたもの(此贈與は次にいふB)の一定親族者に與ふると異り、親族者に與ふると他人に與ふるとを問はず、相續開始前一年內のは凡べて之に計算す)であつて此も場合により範圍多少異る。

(1)被相續人が本法施行地に住所を有するとき(相續開始前一年內に本法施行地外に住所を轉じたものは本法施行地內に住所を有するものと見做す。)

(a)本法施行地に在る動產、不動產(船舶の所在は船籍による)及不動產上の權利

(b)其他の財產權

(2)被相續人が本法施行地に住所を有せざるときは――本法施行地に在る動產不動產及不動產上の權利のみとす。

(ろ)副たるもの――本法施行地に在る不動產船舶以外の財產につき爲したる贈與の中左の條項

に該當するもの（相續の時と相距ること遠きものにても、凡べて隨時之を、遺産相續と見做して課税す）

(1)被相續人が推定家督相續人又は推定遺産相續人に爲したるもの

(2)分家を爲すに際し若くは分家を爲したる後、本家の戸主又は家族が分家の戸主又は家族に爲したるもの

此處で不動産船舶を除いたのは此二のものゝ贈與には重き登錄税のかゝつて居ることを考慮した爲めである。

(B)消極的範圍――課税されないものは

(い)軍人軍屬の戰死又は戰爭の爲め受けたる傷痍疾病に基く爾後一年内の死亡により開始したる相續財産

(ろ)公共團體又は慈善其他の公益事業に對して爲したる贈與及遺贈

(は)永代借地權

(に)前記(一)の(A)の(い)の(1)の價格中、公課、被相續人の葬式費用、債務

(ほ)前記(一)の(A)の(い)の(2)の價格中、其財産に係る公課、其財産を目的とする留置權、特別の先取特權、質權又は抵當權を以て擔保せらるゝ債務、其財産に關する贈與の義務

(二)納稅義務者

(A)前記(一)の(A)の(い)にありては家督相續人又は遺產相續人

(B)前記(一)の(A)の(ろ)にありては受贈者

(三)課稅標準――は相續財產又は贈與價格とす

(A)價格計算方法

(い)一般――相續財產の價格は相續開始のときの時價に依る

(ろ)特例

(1)船舶、地上權、永小作權、定期金については左の方法によりて政府之を評定す

(a)船舶――は製造費中より製造後の年數に應じ、項次其價額を低減して之を定め、卽ち一年につき其二十五分一宛を控除したるものを其價格とし、製造後二十年を經過したものは製造費の五分一を其價格とす

(b)地上權永小作權――は殘存期間の長短に應じて、其長きに從ひ賃貸價格の倍數を增加して其價格を定め、卽ち殘存期間十年以下のものに於て其目的たる土地の賃貸價格の二倍より、殘存期間三十年以下なるもの又は永小作權にて存續期間の定めなきものに於て同上賃貸價格の三倍、殘存期間五十年以下なるもの又は地上權にて存續期間の定めなきものに於て同上賃貸價格の

五倍、殘存期間百年以下なるものに於て同上賃貸價格の七倍を經て、殘存期間百年より長きものに於ける同上賃貸價格の十二倍に至るを以て其價格とす

(c)定期金——(イ)有期定期金は其殘存期間に於ける總金額にして一年の定期金の二十倍を超へざるもの(ロ)無期定期金は一年の定期金の二十倍(ハ)終身年金は目的とせられたる人の年齢により六十歳以上の者にては一年、六十歳未滿の者にては二年、五十歳未滿の者四年、四十歳未滿の者六年、三十歳未滿の者八年、二十歳未滿の者にて十年の定期金總額とす。

(2)條件附權利、存續期間の不確定なる權利又は訴訟中の權利は政府の認定による。

(B)免稅點

(い)家督相續——にては二千圓

(ろ)遺產相續及(一A)(ろの贈與にては五百圓

(C)宥恕——特に家督相續の場合に於て

(い)三千圓以下のとき、千圓を控除す。

(ろ)五千圓以下のとき、五百圓を控除す。

(四)稅率——は固より超過累進で、相續の種類と親等の遠近と財產の高さとにより三重に差等課稅す。尙外國法により開始した相續には遺產相續の稅率を採り、其際相續人二人以上あつて其適用

すべき稅率の異るときは最低き稅率を適用す。

(A) 家督相續

課稅價格	相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき	相續人が被相續人の指定したる者、民法九八二條により選まれたる者、被相續人の家族たる直系尊屬又は入夫のとき	相續人が民法九八五條により選まれたる者のとき
	千分率		
五千圓以下の金額	六	六	八
五千圓を超ゆる金額	六	七	一〇
一萬圓を超ゆる	七	八	一三
二萬圓を超ゆる金額	八	一〇	一四
三萬圓を超ゆる金額	一〇	一三	一七
四萬圓を超ゆる金額	一三	一四	二〇
五萬圓を超ゆる金額	一四	一七	二五
七萬圓を超ゆる金額	一七	二〇	三〇
十萬圓を超ゆる金額	二〇	二五	三五
十五萬圓を超ゆる金額	二五	三〇	四〇
二十萬圓を超ゆる金額	三〇		四五
三十萬圓を超ゆる金額	三五	四〇	五〇
四十萬圓を超ゆる金額	四〇	四五	五五
五十萬圓を超ゆる金額	四五	五〇	六〇
六十萬圓を超ゆる金額	五〇	五五	六五
七十萬圓を超ゆる金額	五五	六〇	七〇
八十萬圓を超ゆる金額	六〇	六五	七五
九十萬圓を超ゆる金額	六五	七〇	八〇

百萬圓を超ゆる金額	七〇	七五	八五

(B) 遺産相續

課稅價格	相續人が直系卑屬なるとき	相續人が配偶者又は直系尊屬のとき	相續人が其他の者のとき
	千分一〇	一三	一七
千圓以下の金額	一三	一四	二〇
千圓を超ゆる金額	一四	一七	二五
五千圓を超ゆる金額	一七	二〇	三〇
一萬圓を超ゆる金額	二〇	二五	三五
二萬圓を超ゆる金額	二五	三〇	四〇
三萬圓を超ゆる金額	三〇	三五	四五
四萬圓を超ゆる金額	三五	四〇	五〇
五萬圓を超ゆる金額	四〇	四五	五五
七萬圓を超ゆる金額	四五	五〇	六〇
十萬圓を超ゆる金額	五〇	五五	六五
十五萬圓を超ゆる金額	五五	六〇	七〇
二十萬圓を超ゆる金額	六〇	六五	七五
三十萬圓を超ゆる金額	六五	七〇	八〇
四十萬圓を超ゆる金額	七〇	七五	八五
五十萬圓を超ゆる金額	七五	八〇	九〇
六十萬圓を超ゆる金額	八〇	八五	九五
七十萬圓を超ゆる金額	八五	九〇	一〇〇
八十萬圓を超ゆる金額	九〇	九五	一〇五
九十萬圓を超ゆる金額			

百萬圓を超ゆる金額　九五　100　110

(五)納期――其都度一時納付

(六)特別宥恕――相續稅納付は動もすれば財產元本浸蝕となる危險あるを避くる爲めに、

(A)全部又は一部免除――

(い)相續稅を課せられた後五年以內に更に相續開始したるとき――前の相續額に對する相續稅に相當する相續稅を免除す。

(ろ)同右七年以內に起りたるとき――同右の半額に相當する相續稅を免除す。

(B)延納――稅金額百圓以上のときは、稅金に相當なる擔保を提供して五年以內の年賦延納を許す。

(七)賦課手續

(A)市町村長の報告義務――戶籍吏たる市町村長に於て相續開始の原因となるべき事實の屆出を受理したるときは之を稅務官廳に報告す。

(B)相續人遺言執行者又は相續財產管理人の書面提出義務――一定期間內に相續人の相續關係を記載したる書面、相續財產の目錄其價格中より控除さるべき金額の明細書を提出す。

(C)政府の決定及通知――課稅價格は政府之を決定し、相續人等に通知す。

(八)救濟手段――課稅價格の決定に異議あるときは

(A)再審査――一定期內に之を求むるを得――然るときは政府は半官半民より成る審査委員會の諮問を經て決定す。

(B)訴願又は行政訴訟――前記の決定に尙ほ不服なるときは之を許す。

(九)制裁規定

(A)相續人遺言執行者又は相續財產管理人に對し

(い)彼等が前記書類を提出せざるとき、政府が期間を定めて催告を爲し、尙ほ提出せざるときは政府にて價格を決定し、催告に關する費用及稅金の十分の一相當金額を徵收す。

(ろ)右書類に虛僞の記載を爲し、其他不正の行爲を以て逋脫を圖り又は逋脫したるものは罰金又は科料に處す。

(B)審査に委與したる者――其干與したる事項を漏洩したるものに罰金又は科料を課す。

第二段　我邦相續稅の批評

其一　我邦相續稅の長所

今此我邦の相續稅を見るのに、一般相續稅と同樣に其長所として認むべきは

(一)公平課稅上

(A)より見れば、此稅は畢竟、財產の塊につき其箇々の特段なる交通事實の發生に應じて課徵するものであつて、規則正しく定時反覆して課稅するのでないから、基本稅たるの資格はないが、併し基本稅たる所得稅等の漏らす所の給付能力を捕捉して、其の補完稅となることは出來る。

(B)而かも其相續てふ特段なる交通事實に依る或人の財產收得は、其人の努力の結果に因るのでなく、又恐らくは其人に於て別に主たる收入所得を有する其上にも收得することゝなるのであることが少からず、且つ其が必ずしも豫期せられずして意想外に收得したといふ場合なることが少からず孰れにしても普通の所得たる自己の直接又は間接の努力の結果として規則正しく反覆し、且つ大體豫期し得るが如き狀態にて入り來るものに比して、特別に一層大な給付能力の存することは爭はれない。故に此稅は所得稅等のある其外にも存立の理由があり、普通の所得よりも重く課するの理由もある。又諸の交通稅の中でも、他の賣買貸借等に課せらるゝものよりは一層重くても良い理由がある。勿論、被相續人の生存中、相續人が其努力を以て被相續人を助勢して相續財產を增加せしめたこともないとはいへぬ。卽ち相續財產が相續人もの努力に負ふ所があり、隨ふて又相續人が相續財產を收得するのは恰かも其自らの積年の努力の結果を收むるに外ならずといふこともある。併し其の相續人の相續財產成立上の助力といふても、恐らく多くの場合には全

體の上には大した助力といふのではあるまいし、むしろ全く無助力といふことが多からうし、假令相當に大な助力があつたとしても、其財産が此れまで相續人の名義とならずして被相續人の名義となつて居つた以上は、被癈續人が凡べて之を收得すべき理由あつての事と認むるの外なく、隨つて相續によりて初めて其被相續人のが相續人てふ別の人格者に移つたものと見るべく、其にては又相續人の無努力にて得たと見做すべく、若も相續人の夫の財産に於ける寄與が大なる場合であるならば、一方に相續稅の存する以上は、其相續人の寄與したものは、むしろ被相續人の名義とせられずして、直ちに相續人の名義とせられたでもあらう。否な相續稅が存在するときは、利に明敏にして公共心の乏しき者は相續人の助力なくして得たる財産をも相續人名義となして相續稅を逃れる工夫をすることの多く行はるゝ程である。既に此途のある以上は、被相續人の名義たりし財産が相續人に移るに於て、凡べて之を相續人の努力に依らずして他人より收めたものとして特別重課の物體と爲すことは敢て差支ない、又夫の主たる收入のある其上にも收得すといふこともが間々當らぬことがある。特に相續人が妻とか未成年の小供とかいふ場合、又は不具癈疾者といふが如き場合である。併し其他にては苟くも成年の人間である以上は自ら働いて生活の出來ぬといふことは先づない。彼は何等か生活を爲すに必要な最小度の所得位は稼ぎ出さうと思へば稼ぎ出すことが出來る。多分通例は彼が之を得つゝあるであらうし、又得やうと思へば得るこ

とが出來る。又間々彼が別に財產を有つこともあらうし、旁々全體としては人々は相續財產など當てにすべきものでなく、此丈けは全く餘分のものと見て然るべきである。若夫れ寡婦、未成年の子不具癈疾者の場合に至つては、免稅點、減額計算等にて宥恕の途を講ずべく、其以上、大な相續財產の場合などには特に考慮しなくてならぬほどの事ではなく、又あまり之を考慮し過ぐると弊害をも生ずる。卽ち相續は全體上は別に主たる收入を有する又は之を有し得べき者が其上餘分に得たものと見て特別に給付能力大といふて良い。不時の收入といふことも必ずしも常に當らぬが、併し此の如くにいひ得る場合亦少しとしない。且つ見樣によつては豫期したことゝもいへるにしても、俸給や地代利子の收得などの如く定時に得るものとも異る。多少豫定すべからざる分子の存するのが通例である。其だけにては矢張り普通の所得などよりは給付能力が大い。

(二)財政收入上

(A)には經濟上の進步に伴ひ人民の富が益々增加し、隨ふて此稅收入が大體に於て益々增進するといふ利がある。此は前段の表によりても明かである。假令今日は尙そんなに大な收入を擧げないにしても、他日もつと有力なものと爲すことが出來る。

(B)又見樣によりては此が課稅物件は甲乙人格者の間に名義を移轉しても、實物としては全く現存せるものに外ならぬから、夫の所得等の如く動きつゝある物と比較しては一層確實であり、隨

ふて其稅收入もが亦確實性をもつといひ得る。

(C)此の如く收入の確實なものといふことゝ、更らには相續財產が特定種の財產に限られずして色々の財產の集合した所のものであるから、之に對する稅にては負擔が各財產に分布せられて特定財產のみに係るものよりも擔ひ易しといふことゝよりして、一朝有事の際には稅率を加重して可なり重き負擔をも負はしめ得るといふことがある。卽ち必要の有無に從つて稅率を增減して收入を伸縮するを得べく、多少可動原則にも適應する資格がある。日本にては此迄、まだ此方面の利用をしたことはないが、何時此用をさせなくてはならぬかも知れない。

(三)國民經濟上

(A)には我邦の如く稅も輕く各種の宥恕規定も存する以上は、財產元本侵蝕などの心配もなく

(B)而かも此稅は營業稅印紙稅消費稅等の如く、直接に生產取引に課せられるのでなくて、單に生產取引の結果として得たる蓄積物に課せられるのであるから、生產取引を妨害するといふ非難も免れることを得る。尤も相續財產の中に營業財產の存するだけにては結局營業を苦しむともいへるが、其れ位は已むを得ないことで、其までも課稅上遠慮する譯には往かず、又此場合の課稅が其營業財產のみならず其以外の財產をも課稅するといふことゝ、其が營業に際して課するものでないといふことゝにて諦むる外ない。

（四）社會政策上――には近時の貧富懸隔のあまりに甚しきことが好ましからずとして、其財産の增大を抑壓する手段としては此稅が最恰好の稅である。但し此見地よりすれば動もすれば此を濫用して度を過すことゝなり易く、其程度を適當にするやうの注意を要する所ではあるが、兎も角之によりて財産家に多少或特段な負擔を爲す機會を與へることは、今日社會政策上には適當の事と認められて居る。

其二　我邦相續稅の短所及救濟方法

（一）此稅の存廢――此稅は理論上には大體右の如くにして肯定せられるが（A）課稅技術上、課稅物件の捕捉難、特に動産に關する其れと、一體に評價難とがあつて、隨ふては其よりして公平課稅上不完全となる嫌はあるが、左りとて之が爲め其稅の存立を疑はるゝ程のものではなく、其は何稅にも若干の缺點の免れざることと、上記の大長所と比較して其短所のいふに足らざることゝよりして宥恕され得る。加之他日財産稅にても出來れば、之と相待つて一層此課稅技術上に利便を得て完全に近づくことが出來る。此點よりの廢止論は成立たぬ。（B）或は此稅には間々財産元本侵蝕にならぬかともいはるゝが、此とても稅の高さと、宥恕規定の如何とに依ることであつて、我邦の其に於て此種の心配は先づない。人民にて相當に用心をすれば譯もなく之を避くるを得る。（C）唯だ廢止論として特に日本にて問題となり値のあるのは家族制度の破壞を憂ふるものである。卽

ち日本では歐米と異り、特有の家族制度があつて、家督相續人は單に被相續人より財産を讓り受けたといふことの外に、家長といふ役目に就き、其爲め其家に屬する財産の管理を爲すの任務をもつことゝなつたといふ觀念がある。隨つて之に課稅するときは家の基礎たる財産を減少して家の存立を危うするといふので、此家族制度の尊重の立場から此稅の廢止を唱ふるがある。併し既に我邦にても段々と人の考が變りつゝあつて、其に重きを置かなくなりつゝあるが、併し又此の如きことは一國社會上重要なる精神的基礎の問題だから、さう輕卒に取扱はず、之を飽迄尊重するとしても、兎も角一面より見れば家督相續の場合にも一人格者より他人格者に財産權の移るといふことがあり、相續人たる人格者に於て其不努力で得たる事實があり、そして又一旦之を得た以上、彼が自由に處分し得るといふのである以上は、之に對して特別の給付能力發生したりとして稅を課するのは正しい。其の爲め家の基礎を危うくすといふが、其は稅の高さなり宥恕規定なりに係ることで、日本の制度の度合のものにて爲めに家を破るなどと非難さるべき譯はない。又家督相續者が折角家を重しとするならば、一層其家の爲めに努力を爲して其稅額だけを産み出しては何うか、又は被相續人が家を重しとするならば、其相續人の納稅を慮つて豫め生命保險でも掛けて用意しては何うかともいへる。卽ち相續稅は存在しても人々の精神狀態及隨ふて其用意如何によりて、此稅をして夫の弊なからしむるを得る。で家族制度家督相續尊重論は一應聽くべき

ではあるが、併し爲めに此稅の廢止を結論すべきものでなくて、唯だ歐米よりも之を輕くすることの注意を促すに止むべきである、或は家督相續に於て家族制度上の心配を考慮して、被相續人が其一代中に先代より受けたるものよりも增加しただけに課する所の相續增價稅としては何うかといふ案もある。併し其では相續人が相續財產を受くるによりて生ずる特別の給付能力の見地からいふと不適切となる。むしろ普通の相續稅として之を輕くして置くのが宜しからう。

（二）稅の重さ

（A）我邦では一方には此稅が輕きに過ぐといふ見方がある。其は日本の相續稅が一體に歐米に比し稅率の太だ輕いことゝ、相續人の受くる相續財產に課するといふ固有の相續稅のみであるといふこととより立論するので、先づ歐化的の議論である。で此論者は此種の稅率をもつと高くすることを勸め、且つ諸多の先例のある如く、從來のものゝ外に、相續財產の塊にも課する稅を作らうといふのである。一應尤もであるが、何分にも日本には前記の如き家族制度論があつて、其方の考をも相當に尊重しなくてはならぬし、特に別に新に財產稅でも起さうといふと、其方の成立發展を期する上からも、其上に相續稅を重くするといふことは止めなくてはならぬ。他日は兎に角、今日は遠慮して置く方が得策である。

（B）他方には日本の相續稅は重きに過ぐとの見方がある。特に其は免稅點に關してである。遺產相

續の場合は別とし、特に家督相續に於ける二千圓は今日の經濟及物價狀態では田舍などでは二三反の田地を有つた農民にも課せられることゝなるから過重といふのである。如何にも尤ものやうに聞ゆるが、此二千圓の計算の基礎は、前にもいふ如く、積極的財產の中より公課、葬式費用、債務を引去りたる純價値であるから、其田地等のみよりしては判斷するを得ぬ。恐らく田地等の財產の方では二千圓もなくてはならぬであらうし、其二千圓の純財產も、其全部に課せられるのでなくて、其邊にては尙千圓を控除し、殘の千圓に對して千分の六乃至八を課するのであるから、つまり三千圓に對しての精々八圓、大抵六圓といふのであるから、此位のものが納稅困難だ、家を破るとか重過ぐるとかいふことは不通の論である。義務者にして家の大切とか、納稅の大切とかいふことを考ふるならば、其位は餘計働いて產み出したら良い。或は理想をいへば其利子にて最低生活の出來る度の相續財產位を家督相續の免稅點としたい。或は特に獨立生計能力なき者の家督相續人となる場合に免稅點を高くし又は控除額を多くしては何うかとも考へらるる。蓋し人は不具癈疾者とか其他自力にて獨立の生活を爲すに堪えざる相當の資格あるものでない以上は、各自の努力により生活の途を講ずべきもので、祖先の財產などを當てにすべきものでないから、免稅點を廣く一般に高めるといふよりは、此獨立生計能力なきものだけに止めた方が一層良い。其他免稅點については大正三年の改正當時に二千圓が正當であつたと假定して今日は物價が餘程

上ぼつて居るから其に應じて多少引上ぐるのが良くはないかといふ考もある。此は正しい見方には相違ないが、今日の物價の未だ安定せざるの時は其時機でないともいへる。

(三)逋稅の妨壓

(A)第一に問題となるのは現行法の下に推定相續人、分家の戶主又は家族に對し不動產、船舶の外の贈與を爲したるとき、凡べて何時にても遺產相續開始と見做して課稅するがい其他の人に爲したる贈與には課稅しないから、次男以下の子女、女婿等に生前贈與を行ひ、其が贈與者に於て一年以內に相續が開始しなければ相續稅を負はぬことになる。此は推定相續人や、分家の戶主又は家族との間に均衡が取れぬから、推定相續人等以外にても凡べて親族者に對して贈與をした以上は、之を遺產相續と見做して課稅するのが至當である。特に此次男以下等に對する贈與に課稅せざるの結果、一旦彼等に贈與し、更に推定相續人たる長男に贈與せしむることによりて脫稅することが出來る。此を防ぐ爲めには凡べての親族者に及ぼすことが必要である。或は之と共に廣く其他の贈與をも併せて贈與稅を作ることも一案ではあるが、贈與といふも其實は大抵之を受くる人の功勞とか勤務とかに報ゆるものが多く、非親族者に向つて單純に物を贈るといふことは極めて稀なことであり、相續稅を免るゝが爲めの手段として第三者への贈與を行ひ其から更らに相續人に移さしむることも、其第三者を非親族者とすることは餘程の例外事であるから、親族者への贈

與に課稅する以上は、其上に他人への贈與に對する特別の稅を起してまで連稅豫防を爲すに及ばない。特に廣く贈與に課するとすれば、其內容につきても疑問が起り取扱も面倒になるから、暫く之を不課稅とするも可であらうと(更に此親族への贈與課稅が不動產、船舶の以外のものにのみ限られて居るが、此は登錄稅にて不動產と船舶とに高き稅を取つて居るから、其上の必要なしとの見地から出來て居る。けれども登錄稅の方は比例稅(不動產は千分六十、船舶千分五十)であり、之を以て複雜な累進稅まで課して居る所の相續稅(遺產相續として千分十より千分の百十まで)の代りとすることは出來ない。特に又不動產、船舶の贈與について登錄稅を取ることを假定して居るといふけれども、贈與の場合の稅率が重いから、實際に於て贈與の場合にてもが、出來るだけは低い稅のかゝる賣買其他の各義を以て登錄し、已むを得ざるに非る以上は、贈與として登錄しない。隨ふて現行法の儘にては所期の目的も達せられない。故に矢張り此不動產及船舶の贈與をも此に入れて相續稅を課すべきである。財經調查會の案にても此にいふ改革は之を行ふことになつて居る。

(B)其外にも此稅を逃脫する爲めに色々の方法が工夫されて居る。其等を規則により凡べて抑へることは六つかしい。併し或度まで當局者も一般社會もが監視することゝしたい。(い)其はよくあることであるが、或人が自己の努力により儲けたる財產を恰かも子女が儲けた如くに裝ふて子女の

名義で買て置く。之によりて他日納むべき相續稅を免るゝことになる。此は事實上は一の贈與である。夫の推定相續人への贈與に外ならぬ。此にも課稅することゝしても良いと思ふ。併し或は名義上は其子女が或物を買ふたといふのに止まるから致方もないかも知らぬ。が兎も角未成年者にして其獨立の相當に大な財產を有たぬ程のものが登錄を要する財產を買取つた場合の如きには當局者が注意すれば押へることが出來る（尤も登錄不要財產では到底押へられない。）尤も斯くして親が自分の財產を子女の名として置くといふことは、其子女の未成年の間は良いが、其成年者となつた時に彼が己の物として浪費することゝなるかも知れないといふ心配があり、段々親子の間にも財產にかけては爭ふといふやうな氣風になると、此がさう多く行はるゝことはあるまい。（ろ）或は被相續人たる財產家が其財產（土地とか公債株とかいふ如き目立つた）を生前に他人に賣却して金にして置く、そして此金といふ匿し易きもので相續人に移すといふのも相續稅を免るゝ方法になる。そして相續人は得た金にて前と同物を買ひ取ることが出來ぬにしても、類似な物の買ひ得ぬことはないはそれから餘程希な事ではあるが、被相續人が生前に非常に信賴する他人に財產を賣つたことにして置いて、他日相續人をして再び買戻さすことに依つて相續稅を逃るゝことを得る。不動產であると此逋稅的賣買を行へば、登錄稅二回分の千分七十の上にも地方稅たる取得稅二度分を取らるゝから、此方法を行ふのは輕い相續稅を一回拂ふよりも不利となるので多分

行ふものもあるまいが、有價證券等になると慥に此が有利であるから行ふことがあり得る。唯だ其信認する相手を得ることが六つかしいから大した扱道といふほどではない。

（四）價格計算――につき船舶に特別計算法を定めてあるが、其があまりに實際と懸け離れたものであるし、且つ今日では態々夫の規定を設けずとも時價を見出すことが出來るから、むしろ凡べて時價に依ることに改めるが良からう。財經調査會案も之につき此趣旨の改正を試みて居る。

（五）其他――例の三十八年の大藏大臣の訓示による動產の範圍が問題ではあるが、其も良く聞いて見ると過渡の時代としては已むを得ざるものがあり、且つ段々と嚴格に傾きつゝもあるから、此は先づあまり八箇問敷くいはぬが良さゝうである。